

(証券コード 7640)
平成29年12月28日

株 主 各 位

新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

株式会社 トップカルチャー

代表取締役社長 清 水 秀 雄

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席になれない株主様は、書面によって議決権を行使することができます。その場合は、同封の議決権行使書に各議案への賛否をご記入いただき、平成30年1月16日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年1月17日（水曜日）午前10時
2. 場 所 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟3階「飛翔の間」
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第33期（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第33期（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役7名選任の件

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.topculture.co.jp/>）に掲載いたします。

事業報告

(自 平成28年11月1日)
(至 平成29年10月31日)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られたものの、労働需要に比して物価や賃金の上昇は鈍く、個人消費への寄与は限定的なものになりました。

当小売業界におきましても、根強い節制志向を背景とした価格競争の激化や、ネットショップ・オンラインショップなど他業界への顧客の流出など、景気回復の恩恵は薄く、厳しい経営環境で推移しました。

このような環境の中、当社グループでは店舗へご来店いただくことの価値を高めるために、時間消費型・滞在型の店舗づくりを進めてまいりました。

当社の大型複合店舗は、3,000㎡級の広い売場面積に、書籍に映画、音楽、ゲーム、カフェといった「日常的エンターテイメント」を集約し、ご家族3世代が揃って来店され、ゆったりと時間を過ごしていただける売場作りを目指しております。さらに、書籍をきっかけとした新たなライフスタイルづくりをお手伝いする、さまざまな分野の商品を取り揃え、広い世代のお客様に暮らしを楽しんでいただくためのご提案を続けてまいりました。

出店につきましては、平成29年7月1日に新潟県上越市に「蔦屋書店高田西店」を出店いたしました。同店の出店により、期末のグループ店舗数は74店舗となりました。

また、既存店におきましても、さまざまな規模で改装を行いました。蔦屋書店新発田店（新潟県新発田市）を増床し、書籍と文具の売場をより融合し、ライフスタイルの提案力を高めました。また、カフェを併設し、BOOK&CAFE型店舗へと改装いたしました。蔦屋書店上野店におきましても、同様にカフェを併設し、BOOK&CAFE型店舗への改装を行っております。これらの店舗も含めまして、改装実施店舗は合計12店舗にのぼっており、いずれの店舗もお客様のご期待を上回るよう努めております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高31,257百万円（前年同期比98.5%）、営業利益307百万円（前年同期比41.3%）、経常利益257百万円（前年同期比36.8%）、親会社株主に帰属する当期純損失2,456百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益378百万円）となりました。

売上面につきましては、当社グループの軸である蔦屋書店事業において、特撰雑貨・文具は前年度の実績を上回ったものの、書籍をはじめとした主力部門の売上が伸び悩み、同事業全体の売上高前年同期比は98.3%（既存店前年比97.3%）にとどまりました。

利益面につきましては、連結売上総利益率が前年度と同率を維持したものの、販管費率が1.3ポイント増加したため、営業利益は前年度比58.7%減少し307百万円に、経常利益は前年度比63.2%減少し257百万円となりました。また、2,548百万円の特別損失を計上したため、税金等調整前当期純損失は2,290百万円（前年同期比は税金等調整前当期純利益641百万円）となりました。結果、法人税額は減少したものの、親会社株主に帰属する当期純損失は2,456百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益378百万円）となりました。

当連結会計年度の出店・改装店の状況

出店（1店）	<ul style="list-style-type: none"> ・蔦屋書店事業部門 蔦屋書店高田西店（新潟県/平成29年7月1日出店）
改装（12店）	<ul style="list-style-type: none"> ・蔦屋書店事業部門 蔦屋書店新発田店（新潟県/平成28年11月改装開店） <ul style="list-style-type: none"> ※店舗名称を峰弥書店新発田店から、蔦屋書店新発田店へ変更 ※増床し、店内にカフェを導入（BOOK&CAFÉ型店舗へ） 蔦屋書店伊勢崎宮子店（群馬県/平成29年4月改装開店） <ul style="list-style-type: none"> ※店内にカフェ・英会話教室を導入 蔦屋書店柏崎岩上店（新潟県/平成29年5月改装開店） 蔦屋書店六日町店（新潟県/平成29年5月改装開店） 蔦屋書店上越インター店（新潟県/平成29年5月改装開店） <ul style="list-style-type: none"> ※店内に保険代理店を導入 蔦屋書店南笹口店（新潟県/平成29年6月改装開店） 蔦屋書店新潟万代（新潟県/平成29年6月改装開店） <ul style="list-style-type: none"> ※店内に美容室を導入 蔦屋書店中野店（長野県/平成29年6月改装開店） 蔦屋書店須坂店（長野県/平成29年6月改装開店） 蔦屋書店長野徳間店（長野県/平成29年7月改装開店） 蔦屋書店佐久野沢店（長野県/平成29年7月改装開店） 蔦屋書店上野店（東京都/平成29年8月改装開店） <ul style="list-style-type: none"> ※店舗名称をT S U T A Y A 東京上野店から蔦屋書店上野店へ変更 ※店内にカフェを導入（BOOK&CAFÉ型店舗へ）

事業別の業況は次のとおりです。

【蔦屋書店事業】

同事業の売上高は前年比1.7%減少し、30,397百万円となりました。主力商品の売上高前年比は、書籍2.8%減（既存店2.7%減）、レンタル11.5%減（既存店11.1%減）、特撰雑貨・文具10.5%増（既存店6.7%増）、販売用CD9.2%減（既存店8.7%減）、ゲーム・リサイクル8.5%増（既存店8.9%増）、販売用DVD4.2%減（既存店3.7%減）となりました。

【その他】

同事業の売上高は前年比6.3%増加し、870百万円となりました。中古買取販売事業は、売上高前年比110.9%となりました。一方、スポーツ関連事業は、売上高前年比95.6%となりました。なお、店舗設備維持管理事業につきましては、現在のところ人材育成と能力開発の段階であり、売上高の計上には至っておりません。

2. 商品別売上高の状況

(単位：百万円)

区分		第 32 期 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)		第 33 期 (自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日)		前年比
		金 額	構成比	金 額	構成比	
蔦屋書店事業	書 籍	16,560	52.2	16,096	51.5	97.2
	レ ン タ ル	4,988	15.7	4,413	14.1	88.5
	特撰雑貨・文具	3,712	11.7	4,101	13.1	110.5
	販 売 用 C D	1,718	5.4	1,559	5.0	90.8
	ゲーム・リサイクル	1,341	4.2	1,455	4.7	108.5
	販 売 用 D V D	1,048	3.3	1,004	3.2	95.8
	そ の 他	1,564	4.9	1,765	5.6	112.9
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	30,935	97.4	30,397	97.2	98.3
その他	外部顧客に対する 売 上 高	810	2.6	859	2.8	106.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	7	0.0	10	0.0	138.8
	計	818	2.6	870	2.8	106.3
合 計		31,753	100.0	31,267	100.0	98.5

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

3 蔦屋書店事業の「その他」は、図書カード、賃貸不動産収入他であります。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資については、蔦屋書店事業におきまして、営業基盤の拡充を図るため、大型店1店の出店、既存店12店の改装を行いました。

その結果、当連結会計年度の設備投資額（敷金・保証金の差入額等を含む）は1,404百万円となりました。

4. 資金調達状況

当連結会計年度の資金調達については、1店の出店と既存店のリニューアルの設備投資及び運転資金を目的として、長期借入金及び短期借入金3,340百万円を調達いたしました。

5. 対処すべき課題と次期の見通し

当社グループでは、大型複合店舗の出店を成功させるために様々な施策を実施してまいります。立地開発につきましては、投資効率を重視し、高い集客が期待できる優良案件の獲得を強化してまいります。主に、関東地区における拡大を重視しております。商品面におきましては、新規の商品分野を開拓し、既存商品と複合した売場展開で新たな価値を創出して店舗の差別化を図ってまいります。

一方、こうした大型複合店舗の投資を賄うために、既存店の営業力・収益力の強化も必須と考えております。BOOK&CAFÉの導入やライフスタイル提案型売場への転換、そして異業種テナントの誘致による相乗効果などにより、既存店の集客力を高めてまいります。

次期の見通しにつきましては、国内外の堅調な需要、企業収益の改善等により景気は緩やかな回復基調にありますが、深刻化する人手不足により今後経済活動が停滞する懸念が生じており、景気動向に不安が残る状況です。

このような状況の下、当社グループは3世代で楽しめる魅力的な店舗作りを目指します。大型店において実施している書籍販売と物販の融合について、成功事例を既存店に積極的に反映させ、既存店の集客力・販売力を強化いたします。出店につきましては、大型店2店舗の出店を計画しております。また既存店も積極的にリニューアルを実施し、集客力を向上させ、市場シェアの拡大を図ります。

以上により、次期の連結業績見通しにつきましては、売上高33,000百万円（前年比105.6%）、経常利益380百万円（前年比147.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益240百万円と赤字からの脱却を予定しております。

株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 30 期 (平成26年10月期)	第 31 期 (平成27年10月期)	第 32 期 (平成28年10月期)	第 33 期 (当連結会計年度) (平成29年10月期)
売上高	33,896	33,194	31,745	31,257
経常利益	106	751	700	257
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△522	390	378	△2,456
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)(円)	△43.54	32.37	31.30	△203.24
総資産	24,402	27,833	24,528	24,213
純資産	6,826	7,047	7,227	4,611

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第 30 期 (平成26年10月期)	第 31 期 (平成27年10月期)	第 32 期 (平成28年10月期)	第33期(当期) (平成29年10月期)
売上高	33,042	32,354	30,935	30,397
経常利益	118	759	702	249
当期純利益又は 当期純損失(△)	△642	398	379	△2,460
1株当たり 当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)(円)	△53.48	32.96	31.38	△203.64
総資産	24,324	27,794	24,504	24,146
純資産	6,810	7,040	7,223	4,603

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 千円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社トップブックス	75,000	65.0	中古書籍・CD・DVD・ゲーム等の売買
株式会社グランセナフットボールクラブ	45,000	100.0	サッカークラブ及びサッカースクールの運営並びにスポーツ施設の企画・運営
株式会社ワーグルスタッフサービス	5,000	100.0	店舗設備の維持管理

(注) 当社の連結対象子会社には上記3社が該当します。

8. 主要な事業内容（平成29年10月31日現在）

当社の企業集団は、当社及び連結対象子会社3社で構成されております。

【蔦屋書店事業】

当社は、書籍・文具の販売及び音楽・映像ソフト等の販売並びにレンタルを主な事業内容とし、さらに各事業に関連するその他のサービス等を含め、日常生活に密着したエンターテインメントの提供を行う大型複合店舗「蔦屋書店」を中心として展開しております。

【その他】

古本市場トップブックス部門

当社の子会社である株式会社トップブックスは、中古書籍・音楽・映像ソフト及びゲーム等の売買を主な事業内容としており、「古本市場トップブックス」の店舗展開を行っております。

グランセナフットボールクラブ部門

当社の子会社である株式会社グランセナフットボールクラブは、サッカークラブとサッカースクールの運営及びスポーツ施設の企画・運営等を主な事業内容としております。

ワーグルスタッフサービス部門

当社の子会社である株式会社ワーグルスタッフサービスは、店舗設備の維持管理を主な事業内容としております。

9. 主要な事業所（平成29年10月31日現在）

(1) 当社（71店舗）

本社	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号
店舗	
新潟県 (25店舗)	新潟中央インター店、小針店、長岡新保店、ベルパルレ寺尾店、佐渡佐和田店、県央店、アクロスプラザ美沢店、長岡古正寺店、豊栄店、小千谷店、六日町店、新発田店、柏崎岩上店、新潟万代、小出店、新津店、竹尾インター店、上越インター店、南笹口店、河渡店、マーケットシティ白根店、新通店、横越バイパス店、長岡花園店、高田西店
長野県 (13店舗)	諏訪中洲店、長野徳間店、上田大屋店、長野川中島店、佐久小諸店、佐久野沢店、上田しおだ野店、大町店、須坂店、中野店、塩尻店、豊科店、千曲屋代店
神奈川県 (6店舗)	厚木戸室店、横山店、港北ミナモト店、青葉奈良店、厚木下依知店、大和下鶴間店
東京都 (12店舗)	多摩永山店、フレスポ府中店、八王子みなみ野店、南大沢店、八王子榎原店、稲城若葉台店、町屋店、東大島店、亀有店、上野店、船堀店、アトレヴィ田端店
群馬県 (6店舗)	前橋みなみモール店、伊勢崎平和町店、伊勢崎茂呂店、太田店、前橋吉岡店、伊勢崎宮子店
埼玉県 (6店舗)	熊谷店、滑川店、川島インター店、フォレオ菖蒲店、本庄早稲田店、東松山店
茨城県 (1店舗)	ひたちなか店
宮城県 (1店舗)	仙台泉店
千葉県 (1店舗)	茂原店

(2) 株式会社トップブックス（3店舗）

本社	新潟県新潟市西区
店舗	
新潟県 (2店舗)	竹尾インター店、新津店
長野県 (1店舗)	佐久小諸店

(3) 株式会社グランセナフットボールクラブ

本社及びサッカースタジアム 新潟県新潟市西区

(4) 株式会社ワールズスタッフサービス

本社 新潟県新潟市西区

10. 従業員の状況（平成29年10月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数	前期末比増減数
蔦屋書店事業	329名（690名）	11名減（3名減）
その他		
古本市場トップブックス部門	7名（11名）	±0名（±0名）
グランセナフットボールクラブ部門	16名（4名）	1名増（±0名）
ワーグルスタッフサービス部門	－（－）	－（－）
合計	352名（705名）	10名減（3名減）

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。
 2. 連結子会社の事務業務等は、全て当社が受託し行っております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
329名（690名）	11名減（3名減）	34.0才	9.0年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（ ）外数で記載しております。

11. 主要な借入先（平成29年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北越銀行	1,859,830 ^{千円}
株式会社第四銀行	1,390,400
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,319,342
株式会社みずほ銀行	1,068,496
株式会社三井住友銀行	815,080

Ⅱ 会社の状況（平成29年10月31日現在）

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 33,472,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,084,518株（自己株式603,482株を除く）
 (3) 株主数 9,685名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 ヒ ー ズ	3,010,000	24.91
株 式 会 社 T S U T A Y A	2,030,000	16.80
清 水 秀 雄	572,400	4.73
清 水 大 輔	294,000	2.43
ト ッ プ カ ル チ ャ ー 従 業 員 持 株 会	172,712	1.43
株 式 会 社 北 越 銀 行	164,000	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	135,300	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	134,600	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	124,800	1.03
株 式 会 社 本 間 組	102,000	0.84

（注）持株比率は、自己株式（603,482株）を控除して計算しております。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

① 平成18年1月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの

定時株主総会決議の日	平成18年 1月26日
発行決議の日	平成18年 1月26日
新株予約権の個数	68個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 6,800株 (新株予約権 1個につき100株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成18年1月27日から平成38年1月31日まで
割当てた新株予約権の区分別合計	当社取締役（社外取締役を除く） 1名 68個
新株予約権の主な行使条件	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り行使できる。

② 平成19年1月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの

定時株主総会決議の日	平成19年 1月26日
発行決議の日	平成19年 1月26日
新株予約権の個数	69個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 6,900株 (新株予約権 1個につき100株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日から平成39年1月31日まで
割当てた新株予約権の区分別合計	当社取締役（社外取締役を除く） 1名 69個
新株予約権の主な行使条件	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り行使できる。

③ 平成20年1月25日開催の定時株主総会決議に基づくもの

定時株主総会決議の日	平成20年 1月25日
発行決議の日	平成20年 1月25日
新株予約権の個数	108個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 10,800株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成20年4月10日から平成40年1月31日まで
割当てた新株予約権の区分別合計	当社取締役 (社外取締役を除く) 1名 108個
新株予約権の主な行使条件	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り行使できる。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 及び 監査役 の 状況

役職	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 秀雄	株式会社ヒーズ代表取締役 株式会社TSUTAYA社外取締役
取締役	遠海 武則	管理部長
取締役	田村 睦博	社長室長
取締役	吉田 勝一	管理部経理担当
取締役	小林 学	葦屋書店前橋みなみモール店店長
取締役	岸本 裕之	株式会社TSUTAYA北信越カンパニー カンパニー社長
取締役	中村 崇	弁護士 弁護士法人ユナイテッド法律事務所代表弁護士 新潟大学法科大学院客員教授
常勤監査役	宮澤 一	
監査役	山田 剛志	弁護士 成城大学法学部教授
監査役	西村 裕	公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役

- (注) 1. 取締役岸本裕之氏及び中村崇氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査役山田剛志氏及び西村裕氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 平成29年1月13日開催の第32回定時株主総会の終結の時をもって、水島新吉氏及び富岡裕嗣氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
 4. 平成29年1月13日開催の第32回定時株主総会において、中村崇氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 5. 当社は、取締役中村崇氏、監査役山田剛志氏及び監査役西村裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役 及び 監査役 の 報酬等 の 額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	8名	142,890千円	うち社外取締役 2名 1,800千円
監査役	3名	11,940千円	うち社外監査役 2名 3,600千円
合計	11名	154,830千円	

- (注) 1. 平成12年1月18日開催の定時株主総会決議に基づく取締役及び監査役の報酬限度額（使用人給与分含まず）は、次のとおりです。
 取締役年額 500,000千円、監査役年額 30,000千円
 2. 上記取締役8名には、平成29年1月13日に退任した取締役の2名が含まれております。また、期末現在、無報酬の取締役が1名おります。
 3. ストックオプションによる報酬額について、記載すべき事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況(注)	責任の範囲の概要	子から年員受酬額 の 社 事 の し た の 当 会 当 度 と け 等
岸本 裕之	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>株式会社TSUTAYA北信越カンパニーカンパニー社長</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>株式会社TSUTAYAは、当社の主要株主であり、また主要な取引先であり、特定関係事業者に該当いたします。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況</p> <p>13回中13回出席し、主に経営者としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	
中村 崇	<p>(ア) 重要な兼職</p> <p>弁護士 弁護士法人ユナイテッド法律事務所 代表弁護士 新潟大学法科大学院客員教授</p> <p>(イ) 当社との関係</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況(注)</p> <p>11回中11回出席した他、適宜重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(注) 取締役中村崇氏は、平成29年1月13日開催の第32回定時株主総会において取締役に選任されたため、就任後の開催回数を基に記載しております。

②監査役

氏名	重要な兼職の状況及び当社との関係	当事業年度における主な活動状況	責任の範囲の概要	子から年員受報酬額 の 社 事 の し た の 当 会 当 度 と け 等
山田 剛志	<p>(ア) 重要な兼職 弁護士 成城大学法学部教授</p> <p>(イ) 当社との関係 該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会13回中11回、監査役会14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	<p>該当事項はありません。</p>
西村 裕	<p>(ア) 重要な兼職 公認会計士 税理士 総合会計事務所マネジメント・サポート代表 有限会社マネジメント・サポート代表取締役</p> <p>(イ) 当社との関係 該当事項はありません。</p>	<p>(ア) 取締役会、監査役会への出席状況及び発言状況</p> <p>取締役会13回中13回、監査役会14回中14回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制の強化を図っております。</p> <p>(イ) 同氏の意見により変更された事業方針</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額です。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬等の額

28,800千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,800千円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(注2) 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該会計監査人を解任します。また、会計監査人が、わが国の監査基準等に照らし会計監査人としての適格性または信頼性を損なう状況にあると判断したときは、当該会計監査人を再任しません。この場合には、会社法に定める資格及び手続等に従い他の会計監査人を選定し、会計監査人選任議案を株主総会に諮るものとします。

III 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制について、取締役会において下記の事項を定めております。

記

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

② 管理部においてコンプライアンスに関する取り組みを全社横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人の教育等を行い更なる徹底を図る。

- ③ 当社の取締役及び使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに関する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
 - ④ 内部監査部署はコンプライアンスの状況を監査し取締役及び監査役に報告するものとする。
 - ⑤ 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として常時社外取締役が在籍するようにする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
 - ② 取締役及び監査役は文書保存規程に基づき常時これら文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 各担当部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについてはすみやかに責任者となる取締役を定めるものとする。
 - ② 組織横断的リスクの監視並びに対応は管理部が行うものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
 - ② 目標達成に向け業務担当取締役は各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
 - ③ 月次の業績はITを活用したシステムにより迅速にデータ化され担当取締役及び取締役会に報告する。
 - ④ 取締役会は定期的にその結果をレビューし担当取締役に目標未達の要因分析、改善策を報告させ審議する。
 - ⑤ ④の結果に基づき各担当取締役は権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役並びに子会社の代表取締役社長は法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じコンプライアンス並びにリスクマネジメント等の状況を取締役会、監査役会に報告するものとする。
 - ② 子会社に対し取締役として当社の取締役を派遣し、当該子会社取締役の職務執行を監視・監督する。

- ③ 子会社の代表取締役社長は当社幹部会議、経営会議に出席し、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役を補助する組織を管理部とする。
 - ② 監査役は管理部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - ③ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、上司たる使用人の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役または使用人は、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼす等重大な影響を及ぼす事項、取締役の職務遂行に関する不正な行為、法令、定款に違反する重大な事実等を発見した場合はすみやかに監査役に報告するものとする。
 - ② 監査役は取締役会のほか、幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役と代表取締役社長は監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図るために定期的に会合を持ち意見交換することとしている。
 - ② 監査役は内部監査部署、管理部及び監査法人と相互に連携し監査の実効性確保を図るものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査の他、管理職者の面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項各号に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

この基本方針に基づき、平成29年12月7日開催の取締役会において、当期の期末配当金につきましては、1株につき7円50銭とすることを決議いたしました。

なお、中間期において、中間配当金1株につき7円50銭を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき15円00銭となります。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載されている売上高等の数字には消費税等は含まれておりません。
2. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,377,126	流動負債	9,303,904
現金及び預金	2,169,271	買掛金	3,226,928
売掛金	242,635	短期借入金	1,400,000
商品	8,078,636	1年内返済予定の長期借入金	1,782,604
繰延税金資産	52,167	リース債務	1,796,586
その他	834,820	未払法人税等	81,941
貸倒引当金	△405	賞与引当金	65,000
固定資産	12,836,349	未払金	684,219
有形固定資産	8,554,758	その他	266,625
建物及び構築物	1,970,426	固定負債	10,297,718
土地	1,423,759	長期借入金	4,561,560
リース資産	4,909,514	リース債務	4,893,971
その他	251,057	資産除去債務	496,792
無形固定資産	64,138	長期前受収益	1,332
借地権	25,900	退職給付に係る負債	77,566
ソフトウェア	25,299	役員退職慰勞引当金	62,941
電話加入権	12,939	長期未払金	129,135
投資その他の資産	4,217,452	長期預り敷金保証金	74,418
投資有価証券	11,974	負債合計	19,601,622
長期前払費用	379,081	(純資産の部)	
繰延税金資産	363,428	株主資本	4,580,817
敷金及び保証金	3,328,140	資本金	2,007,370
その他	134,827	資本剰余金	2,303,691
		利益剰余金	539,784
		自己株式	△270,028
		その他の包括利益累計額	56
		その他有価証券評価差額金	56
		新株予約権	8,249
		非支配株主持分	22,730
		純資産合計	4,611,853
資産合計	24,213,476	負債・純資産合計	24,213,476

連結損益計算書

(自 平成28年11月1日)
(至 平成29年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		31,257,022
売上原価		20,615,575
売上総利益		10,641,446
販売費及び一般管理費		10,333,498
営業利益		307,948
営業外収益		
受取利息配当金	22,372	
雑収入	80,955	103,328
営業外費用		
支払利息	153,658	153,658
経常利益		257,617
特別損失		
減損損失	2,548,490	2,548,490
税金等調整前当期純損失		2,290,872
法人税、住民税及び事業税	108,909	
法人税等調整額	56,249	165,159
当期純損失		2,456,031
非支配株主に帰属する当期純利益		442
親会社株主に帰属する当期純損失		2,456,474

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年11月1日)
(至 平成29年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,007,370	2,303,691	3,177,526	△270,028	7,218,559
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△181,267	—	△181,267
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△2,456,474	—	△2,456,474
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△2,637,741	—	△2,637,741
当連結会計年度末残高	2,007,370	2,303,691	539,784	△270,028	4,580,817

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△21,468	△21,468	8,249	22,287	7,227,627
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△181,267
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	—	△2,456,474
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	21,525	21,525	—	442	21,967
連結会計年度中の変動額合計	21,525	21,525	—	442	△2,615,773
当連結会計年度末残高	56	56	8,249	22,730	4,611,853

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 3社 (株)トップブックス
(株)グランセナフットボールクラブ
(株)ワールグスタッフサービス
- (2) 非連結子会社 該当ありません。

2. 持分法を適用した関連会社の数

該当ありません。

3. 会計方針に関する注記事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

- ②たな卸資産の評価基準及び評価方法 商 品……売価還元法による原価法
ただし、リサイクル商品は総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品……最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 10年～34年

- ②無形固定資産 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- ④長期前払費用 定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、平成17年4月に役員退職慰労金内規の改正を行い、平成16年11月以降の役員退職慰労金の新規積立を停止しております。そのため、平成16年11月以降の役員退職慰労金の引当計上は行っておりません。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る 会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

なお、平成20年4月に退職給与規程の改正を行い、当社及び連結子会社1社は退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移管していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付に係る負債を計上しております。

②重要なヘッジ会計の 方法

(イ)ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金の利息

(ハ)ヘッジ方針

当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

③消費税等の処理方法

税抜方式によるおります。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,462,355千円
2. 担保に供している資産	
土 地	198,930千円
同上に対する債務	
買 掛 金	30,000千円

連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額42,372千円が売上原価に含まれております。

2. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 リース資産 土地	新潟県7店舗 埼玉県3店舗 神奈川県2店舗 千葉県1店舗 東京都3店舗 群馬県1店舗

当社グループは、主に店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。当連結会計年度においては、収益性が著しく低下した以下の資産について、固定資産の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失2,548,490千円として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物644,579千円、工具・器具及び備品130,309千円、リース資産1,613,758千円、土地159,842千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.8%で割り引いて算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,688,000	—	—	12,688,000

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

①平成28年12月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	90,633千円
1株当たり配当額	7.5円
基準日	平成28年10月31日
効力発生日	平成28年12月28日

②平成29年6月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	90,633千円
1株当たり配当額	7.5円
基準日	平成29年4月30日
効力発生日	平成29年7月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年12月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	90,633千円
配当金の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7.5円
基準日	平成29年10月31日
効力発生日	平成29年12月29日

3. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	24,500株
------	---------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、設備投資計画に従って、銀行借入により調達しており、一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施し、支払利息の固定化を実施しております。なお、金利スワップの期末残高はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に、業務上の関係を有する企業の株式と債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期借入金、長期借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金、敷金及び保証金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。また、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
現金及び預金	2,169,271千円	2,169,271千円	—
売掛金	242,635千円	242,635千円	—
投資有価証券	4,974千円	4,974千円	—
敷金及び保証金	3,328,140千円	3,155,736千円	△172,403千円
資産計	5,752,021千円	5,572,617千円	△172,403千円
買掛金	3,226,928千円	3,226,928千円	—
短期借入金	1,400,000千円	1,400,000千円	—
未払法人税等	81,941千円	81,941千円	—
未払金	684,219千円	684,219千円	—
長期借入金	6,344,164千円	6,428,680千円	84,516千円
リース債務	6,690,558千円	6,850,292千円	159,734千円
長期未払金	250,556千円	244,451千円	△6,105千円
長期預り敷金保証金	74,418千円	72,177千円	△2,240千円
負債計	18,752,785千円	18,988,690千円	235,905千円

(注) (1) 長期借入金、リース債務、長期未払金には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。

- (2) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブに関する事項
- ① 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 - ② 投資有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、債券等は公表されている参考価格によっております。
 - ③ 敷金及び保証金、長期預り敷金保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。
 - ④ 長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定される方法によっております。
 - ⑤ リース債務及び長期未払金は、元利金の合計を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。
- (3) 非上場株式（連結貸借対照表計上額7,000千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため、投資有価証券には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	379円07銭
2. 1株当たり当期純損失	203円24銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,268,707	流動負債	9,237,723
現金及び預金	2,095,793	買掛金	3,218,718
売掛金	233,049	短期借入金	1,400,000
商品	8,054,771	1年内返済予定の長期借入金	1,773,604
前払費用	294,887	リース債務	1,796,586
繰延税金資産	52,167	未払金	674,990
未収入金	494,268	未払費用	30,506
その他	44,168	未払法人税等	79,155
貸倒引当金	△400	預り金	46,659
固定資産	12,878,169	前受収益	31,082
有形固定資産	8,551,832	賞与引当金	65,000
建物	1,686,883	設備未払金	121,421
構築物	282,609	固定負債	10,305,998
車両運搬具	14,536	長期借入金	4,494,310
工具、器具及び備品	198,529	リース債務	4,893,971
土地	1,423,759	資産除去債務	496,073
リース資産	4,909,514	長期前受収益	1,332
建設仮勘定	36,000	退職給付引当金	77,566
無形固定資産	63,849	役員退職慰労引当金	62,941
借地権	25,900	債務保証損失引当金	76,250
ソフトウェア	25,256	長期未払金	129,135
電話加入権	12,693	長期預り敷金保証金	74,418
投資その他の資産	4,262,487	負債合計	19,543,722
投資有価証券	11,974	(純資産の部)	
関係会社株式	53,750	株主資本	4,594,848
出資金	200	資本金	2,007,370
長期前払費用	378,951	資本剰余金	2,303,691
繰延税金資産	363,428	資本準備金	2,303,691
敷金及び保証金	3,319,555	利益剰余金	553,815
その他	134,627	利益準備金	9,160
		その他利益剰余金	544,655
		別途積立金	500,000
		繰越利益剰余金	44,655
		自己株式	△270,028
		評価・換算差額等	56
		その他有価証券評価差額金	56
		新株予約権	8,249
		純資産合計	4,603,154
資産合計	24,146,876	負債・純資産合計	24,146,876

損 益 計 算 書

(自 平成28年11月1日)
(至 平成29年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,397,184
売 上 原 価		20,085,413
売 上 総 利 益		10,311,770
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,087,563
営 業 利 益		224,207
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	22,889	
受 取 地 代 家 賃	80,270	
雑 収 入	75,558	178,718
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	153,290	153,290
経 常 利 益		249,635
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,548,490	2,548,490
税 引 前 当 期 純 損 失		2,298,855
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	105,804	
法 人 税 等 調 整 額	56,249	162,053
当 期 純 損 失		2,460,908

株主資本等変動計算書

(自 平成28年11月1日)
(至 平成29年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,007,370	2,303,691	2,303,691
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	2,007,370	2,303,691	2,303,691

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	9,160	500,000	2,686,831	3,195,991	△270,028	7,237,024
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	—	△181,267	△181,267	—	△181,267
当期純損失(△)	—	—	△2,460,908	△2,460,908	—	△2,460,908
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計		—	△2,642,175	△2,642,175	—	△2,642,175
当 期 末 残 高	9,160	500,000	44,655	553,815	△270,028	4,594,848

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△21,468	△21,468	8,249	7,223,805
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△181,267
当期純損失(△)	—	—	—	△2,460,908
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	21,525	21,525	—	21,525
当期変動額合計	21,525	21,525	—	△2,620,650
当期末残高	56	56	8,249	4,603,154

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式
移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- 商 品……売価還元法による原価法
ただし、リサイクル商品は総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法）
貯蔵品……最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
（リース資産を除く）
- 定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | |
|-----------|---|---------|---------|
| 建 | 物 | 10年～34年 | |
| 構 | 築 | 物 | 10年～20年 |
| 工具、器具及び備品 | | 5年～10年 | |
- (2) 無形固定資産
- 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- (3) リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (4) 長期前払費用
- 定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。
なお、平成20年4月に退職給与規程の改正を行い、退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移管していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付引当金を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、平成17年4月に役員退職慰労金内規の改正を行い、平成16年11月以降の役員退職慰労金の新規積立を停止しております。そのため、平成16年11月以降の役員退職慰労金の引当計上は行っておりません。
- (5) 債務保証損失引当金 関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ
(ヘッジ対象) 借入金の利息

③ ヘッジ方針 当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,452,732千円
2. 担保に供している資産	
土 地	198,930千円
同上に対する債務	
買 掛 金	30,000千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものは除く）	
短期金銭債権	6,539千円
短期金銭債務	948千円

損益計算書に関する注記

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額	45,816千円
が売上原価に含まれております。	
2. 関係会社との取引	
販売費及び一般管理費	36,368千円
営業外収益	81,027千円

3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物 工具、器具及び備品 リース資産 土地	新潟県 7 店舗 埼玉県 3 店舗 神奈川県 2 店舗 千葉県 1 店舗 東京都 3 店舗 群馬県 1 店舗

当社は、主に店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。当事業年度においては、収益性が著しく低下した以下の資産について、固定資産の帳簿価格を回収可能価格まで減額し、当該減少額を減損損失2,548,490千円として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物644,579千円、工具・器具及び備品130,309千円、リース資産1,613,758千円、土地159,842千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5.8%で割引いて算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式(株)	603,482	—	—	603,482

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	19,171千円
賞与引当金	19,948千円
未払事業税	18,135千円
退職給付引当金	23,626千円
未払事業所税	11,301千円
債務保証損失引当金	23,225千円
減損損失	972,881千円
減価償却費	99,634千円
資産除去債務	151,104千円
株式報酬費用	2,512千円
関係会社株式評価損	13,707千円
その他	8,596千円
繰延税金資産小計	1,363,846千円
評価性引当額	△887,885千円
繰延税金資産合計	475,961千円

(繰延税金負債)

建設協力金に係る割引計算額	△26,337千円
その他有価証券評価差額金	△24千円
資産除去費用	△34,002千円
繰延税金負債合計	△60,364千円
繰延税金資産の純額	415,596千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

属性	会社等の 名 称	議決権等の 所 有 割 合 (被所有割 合)(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 グランセナ フットボール クラブ	(所有) 直接100.0	不動産の 賃貸業務の受託 役員の兼任	不動産の 賃貸等	70,020	未収入金	6,539

(注)1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 不動産の賃貸については、当社の費用負担額に基づいて決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 380円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 203円64銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月5日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 大輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年12月5日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若松 大輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トップカルチャーの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月 5 日

株式会社トップカルチャー 監査役会

常勤監査役 宮 澤 一 ㊟

社外監査役 山 田 剛 志 ㊟

社外監査役 西 村 裕 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	しみず ひでお 清水 秀雄 <再任>	
	1	生年月日
	所有する当社株式の数	572,400株
	取締役会への出席状況	100%(13回中13回)
【取締役候補者の選任理由】 当社の創業者であり、創業以来今日まで一貫して当社の経営を主導してきた豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】		
昭和61年12月	当社設立、代表取締役社長（現任）	
平成7年11月	有限会社ヒーズ（現 株式会社ヒーズ）代表取締役（現任）	
平成12年6月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社社外取締役	
平成12年10月	株式会社トップブックス代表取締役	
平成20年3月	株式会社グランセナフットボールクラブ代表取締役	
平成23年1月	同社取締役会長	
平成23年7月	TSUTAYA STATIONERY NETWORK株式会社取締役副社長	
平成25年6月	同社取締役会長	
平成27年5月	株式会社TSUTAYA社外取締役（現任）	

候補者番号 2	遠海武則 <small>えんかい たけのり</small> <再任>
	生年月日 昭和43年6月23日生 所有する当社株式の数 8,000株 取締役会への出席状況 100% (13回中13回)

【取締役候補者の選任理由】

執行役員及び取締役として、当社管理部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

平成11年7月 当社入社
平成15年1月 執行役員経理課長
平成17年3月 執行役員経理部長
平成20年1月 取締役経理部長
平成22年11月 取締役管理部長（現任）

候補者番号 3	田村睦博 <small>たむら むつひろ</small> <再任>
	生年月日 昭和51年2月4日生 所有する当社株式の数 4,700株 取締役会への出席状況 100% (13回中13回)

【取締役候補者の選任理由】

事業計画の立案や分析に豊富な知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

平成19年10月 当社入社
平成20年4月 内部監査室長
平成23年1月 取締役営業本部経営企画担当
平成26年11月 取締役社長室長
平成28年6月 取締役鳶屋書店新潟万代店長
平成29年3月 取締役社長室長（現任）

候補者番号 4	吉田勝一 <small>よしだ しょういち</small>	<再任>
	生年月日	昭和47年3月24日生
	所有する当社株式の数	2,600株
	取締役会への出席状況	100% (13回中13回)

【取締役候補者の選任理由】

当社入社以前も含め、財務経理部門において豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

平成21年8月 当社入社 経理部経理課長
平成22年10月 管理部経理課長
平成25年1月 取締役管理部経理担当（現任）

候補者番号 5	小林 学 <small>こばやし まなぶ</small>	<再任>
	生年月日	昭和49年7月19日生
	所有する当社株式の数	2,100株
	取締役会への出席状況	100% (13回中13回)

【取締役候補者の選任理由】

大型店舗をはじめとする店舗の運営に関して豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

平成9年3月 当社入社
平成19年6月 執行役員港北ミナモ店店長
平成23年8月 蔦屋書店前橋みなみモール店店長
平成26年1月 取締役蔦屋書店前橋みなみモール店店長
平成29年12月 取締役営業本部長（現任）

候補者番号 6	<small>きしもと ひろゆき</small> 岸 本 裕 之	<再任> <社外取締役候補者>
	生年月日	昭和40年2月2日生
	所有する当社株式の数	— 株
	取締役会への出席状況	100% (13回中13回)

【社外取締役候補者の選任理由】

当社が加盟するFC本部のカンパニー社長として、豊富な知識・経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

昭和63年4月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社
 平成26年4月 同社執行役員FC本部北信越カンパニー長
 平成26年12月 株式会社TSUTAYA執行役員FC本部北信越カンパニー長
 平成27年1月 当社取締役（現任）
 平成28年4月 株式会社TSUTAYA北信越カンパニー カンパニー社長（現任）

候補者番号	なかむら たかし 中 村 崇	<再任> <社外取締役候補者> <独立役員候補者>
	生年月日	昭和51年8月26日生
7	所有する当社株式の数	— 株
	取締役会への出席状況	100% (11回中11回)

【社外取締役候補者の選任理由】

弁護士としての豊富な知識・経験から当社の経営全般に助言を頂戴し、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

平成12年3月 一橋大学 法学部 卒業
平成16年10月 弁護士登録
平成22年7月 中村江花法律事務所(現 弁護士法人ユナイテッド法律事務所)開設、代表弁護士(現任)
平成24年4月 新潟大学法科大学院客員教授
平成29年1月 当社取締役(現任)

- (注) 1. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成29年10月31日現在のものです。
2. 岸本裕之氏が役職を兼務する株式会社TSUTAYAは、当社の主要株主かつ主要な取引先であり、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者に該当いたします。
3. その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者に関する記載事項
(1) 社外取締役の独立性について
① 岸本裕之氏が役職を兼務する株式会社TSUTAYAは、上記注2. に記載のとおり当社の特定関係事業者に該当いたします。中村崇氏は、過去に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員になったことはありません。
② いずれの社外取締役候補者も、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
③ いずれの社外取締役候補者も、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
④ いずれの社外取締役候補者も、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
(2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
岸本裕之氏は、過去3年間の在任期間において、当社が加盟するFC本部での豊富な知識・経験を活かし、社外取締役としての責務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
中村崇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な知識と経験を活かし、社外取締役としての責務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (3) 当社の社外取締役が最後に選任された後在任中に、当社において不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生予防及び発生後の対応について
該当事項はありません。
- (4) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の役員に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について
該当事項はありません。
- (5) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役候補者岸本裕之氏及び中村崇氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取消することができるものといたしたく存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりです。

とくもと よしひこ 徳 本 好 彦	<補欠の社外監査役候補者> <補欠の独立役員候補者>
生年月日	昭和43年8月10日生
所有する当社株式の数	－ 株
【補欠の社外監査役候補者の選任理由】	
<p>同氏が企業法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただくと共に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実のため、補欠社外監査役として選任をお願いするものです。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役に就任された場合には、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	
【略歴、地位及び重要な兼職の状況】	
平成8年12月	司法書士登録
平成12年4月	司法書士永野合同事務所副所長
平成15年4月	司法書士法人新潟合同事務所社員
平成16年3月	簡裁訴訟代理権認定資格取得
平成19年4月	司法書士法人新潟合同事務所所長代表社員（現任）
平成26年4月	行政書士登録

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者は、社外監査役の補欠として選任するものです。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する記載事項

(1) 社外監査役の独立性について

- ① 徳本好彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 徳本好彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 徳本好彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割または事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

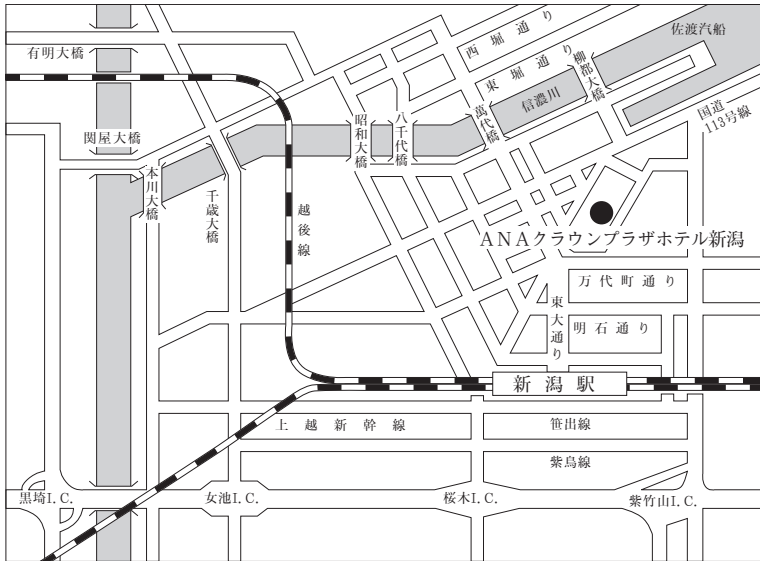
4. 社外監査役との責任限定契約について

徳本好彦氏が社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
3階「飛翔の間」
電話 (025) 245-3334



(会場への交通機関)

- JRをご利用の場合：「新潟駅」万代口より徒歩約8分
- バスをご利用の場合：「バスセンター前」停留所より徒歩約2分
- お車の場合：新潟バイパス 「紫竹山インター」より約10分

(お願い)

駐車場が手狭のため、ご不便をおかけする場合がございます。お車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。